

○内閣府令第三十号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十九条の二第一項第四号イの規定に基づき、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定

と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

**第五条** 法第六十九条の二第一項第四号イに規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

**第六条** 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十八条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並び

改 正 前

〔条を加える。〕

(割合の算定)

**第五条** 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十七条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六十九条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十七条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並び

に法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第十条第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合等に対する意見聴取等）

**第七条** 法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第

二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し

、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第九条及び第十条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

に法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八条において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合等（次条及び第九条第二項において「すべての信用協同組合等」という。）の数で除して行うものとする。

（信用協同組合等に対する意見聴取等）

**第六条** 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第八条及び第九条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

〔イヽハ 略〕

三 「略」

〔2・3 略〕

(業務規程で定めるべき記載事項)

第八条 法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは

、次に掲げる事項とする。

〔一ヽ三 略〕

四 苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等（法第九条の九の三第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。）に係るものをいう。第十四条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをする。第十一條、第十六条第二項及び第十七条において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 「略」

(指定申請書の提出)

第九条 「略」

(指定申請書の添付書類)

〔イヽハ 同上〕

三 「同上」

〔2・3 同上〕

(業務規程で定めるべき記載事項)

第七条 「同上」

〔一ヽ二 同上〕

四 苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等（法第九条の九の三第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。）に係るものをいう。第十三条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをする。第十条、第十五条第二項及び第十六条において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 「同上」

(指定申請書の提出)

第八条 「同上」

(指定申請書の添付書類)

第九条 「同上」

第十条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十

三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十五条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 「略」

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第七条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 略〕

3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十八条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は

一 法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）

）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十四条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 「同上」

2 「同上」

一 第六条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

〔二・三 同上〕

3 「同上」

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十七条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は

商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　【略】

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十二条及び第十三条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　【略】

五　役員が法第六十九条の二第一項第四号口に該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号口に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　【略】

七　紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十六条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十八条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十八条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　【略】

商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　【同上】

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　【同上】

五　役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　【同上】

七　紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十五条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　【同上】

（手続実施基本契約の内容）

第十一條 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十四条まで及び第十六条から第十九条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るもの）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができるのこととする。

第十二條～第二十二条　【略】

備考　表中の「」の記載は注記である。

（手続実施基本契約の内容）

第十條 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るもの）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができるのこととする。

第十一條～第二十一条　【同上】

## 附 則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。